

平成27年 6 月18日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
議第140号	池亀町	西区池亀町714番1 地先	
	第32号線	西区池亀町714番6 地先	
議第141号	保田窪4丁目	東区保田窪4丁目729番4 地先	
	第1号線	東区保田窪4丁目729番7 地先	
議第142号	広木町	東区広木町89番 地先	
	第20号線	東区広木町110番5 地先	
議第143号	良町4丁目	南区良町4丁目343番5 地先	
	第20号線	南区良町4丁目343番8 地先	
議第144号	荒尾1丁目	南区荒尾1丁目177番2 地先	
	第4号線	南区荒尾1丁目177番9 地先	
議第145号	護藤町	南区護藤町2485番11 地先	
	第37号線	南区護藤町2485番4 地先	
議第146号	砂原町	南区砂原町86番7 地先	
	第12号線	南区砂原町85番3 地先	
議第147号	清藤	南区富合町清藤446番25 地先	
	第17号線	南区富合町清藤446番24 地先	
議第148号	楡木2丁目	北区楡木2丁目1625番11 地先	
	第4号線	北区楡木2丁目1625番7 地先	
議第149号	秋津3丁目	東区秋津3丁目1291番5 地先	
	第17号線	東区秋津3丁目1291番20 地先	

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 1 5 0 号	秋津 3 丁目	東区秋津 3 丁目 1 2 8 9 番 3	地先	
	第 1 8 号線	東区秋津 3 丁目 1 2 8 7 番 5	地先	
議第 1 5 1 号	秋田	東区秋津町秋田 8 番 3	地先	
	第 8 4 号線	東区秋津町秋田 2 2 9 番	地先	
議第 1 5 2 号	下江津 1 丁目	東区下江津 1 丁目 9 4 番 1	地先	
	第 1 号線	東区下江津 1 丁目 8 9 番 1 6	地先	
議第 1 5 3 号	御領 1 丁目	東区御領 1 丁目 7 7 8 番 1	地先	
	第 4 号線	東区御領 1 丁目 7 7 9 番 4	地先	
議第 1 5 4 号	上南部 2 丁目	東区上南部 2 丁目 1 3 9 2 番 7	地先	
	第 1 0 号線	東区上南部 2 丁目 1 3 8 8 番 1	地先	
議第 1 5 5 号	長嶺南 3 丁目	東区長嶺南 3 丁目 2 0 5 6 番 2 1 8	地先	
	第 1 0 号線	東区長嶺南 3 丁目 2 0 5 6 番 6 0	地先	
議第 1 5 6 号	長嶺東 5 丁目	東区長嶺東 5 丁目 7 6 9 番 3	地先	
	第 8 号線	東区長嶺東 5 丁目 7 8 9 番 1	地先	
議第 1 5 7 号	内田町	南区内田町 8 1 7 番 8	地先	
	第 2 2 号線	南区内田町 8 3 4 番 2	地先	
議第 1 5 8 号	国府 1 丁目	中央区国府 1 丁目 4 6 4 番 3	地先	
	第 9 号線	中央区国府 1 丁目 4 9 6 番	地先	
議第 1 5 9 号	国府 1 丁目	中央区国府 1 丁目 4 3 5 番	地先	
	第 1 5 号線	中央区国府 1 丁目 4 4 0 番	地先	
議第 1 6 0 号	釜尾町貢町	北区釜尾町 1 5 0 番 1	地先	
	第 3 号線	北区貢町 1 6 0 6 番 4	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(1) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定に基づく管理帰属

- (2) 地元要望
- (3) 一部払下げ
- (4) 管理引継